

令和 5 年度
富良野市人事行政の運営等の状況

令和 6 年 9 月

富良野市

□前 文

地方公務員法第58条の2及び富良野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、令和5年度の富良野市の人事行政運営の概要及び公平委員会の業務の状況を次のとおり公表します。人事行政とは、市職員の任免、給与、勤務条件など市職員に適用される基準などの全般をいいます。

1. 任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用に関する状況（令和5年度採用分）

区 分	試験区分	受験者数	最終合格者数
一般行政職	事務職	29人	4人
	保健師	3人	2人
	製造種苗技術職	5人	1人
	作業療法士	1人	1人
	保育士	4人	1人
	管理栄養士	1人	1人
	看護学校教員	4人	3人

(2) 職員の退職に関する状況（令和5年度）

定年退職	勧奨退職	自己都合退職	その他	合計
0人	2人	7人	0人	9人

(3) 職員数について（各年4月1日現在）

部 門	職 員 数		増 減	主 な 増 減 理 由
	5 年	6 年		
議 会	4	4		
総 務	56	55	▲1	欠員の不補充
税 務	10	10		
民 生	46	46		
衛 生	32	30	▲2	欠員の不補充
労 働	2	2		
農 林 水 産	16	17	1	再任用職員を正規職員に配置替え
商 工	6	6		
土 木	18	16	▲2	欠員の不補充
教 育	20	20		
一般会計小計	210	206	▲4	
水 道	5	5		
下 水 道	7	7		
ワイン事業	8	9	1	兼務解除による増
そ の 他	17	17		
企業会計等小計	37	38	1	
合 計	247	244	▲3	

職員数は、総務省の地方公共団体管理調査による一般職の職員数で、休職者を含み、特別職（市長、副市長、教育長）、臨時・非常勤職員を除きます。

2. 給与の状況

(1) 人件費の状況（令和5年度一般会計決算）

人口	歳出決算額 A	人 件 費 B	人件費率 B/A	前年度 人件費率
19,949 人	197 億 9,545 万円	18 億 2,422 万円	9.2%	11.3%

1. 人口は、住民基本台帳（令和 6.1.1 現在）によります。

2. 人件費には、一般職のほか市長や副市長、教育長の常勤特別職に支給される給料、議員などの非常勤特別職の報酬が含まれます。また、共済費や退職手当組合負担金、福利厚生会交付金なども含まれます。

(2) 職員給与の状況（令和6年度一般会計予算）

職員数 A	給与費				1 人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤 勉	計 B	
212 人	8 億 3,817 万円	1 億 4,278 万円	3 億 3,514 万円	13 億 1,609 万円	620 万 7,972 円

1. 職員給与の状況は、一般職の給与の状況です。

2. 職員手当には、管理職・扶養・寒冷地・住居・通勤・時間外手当等が含まれます。

(3) 初任給（令和6年4月1日現在）

区 分		初 任 給
一 般 行 政 職	大 学 卒	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円

(4) 職員の平均給料月額状況（一般行政職）

	平均給料月額	平 均 年 齢
令和 6 年 4 月 1 日現在	324,036 円	42 歳 9 ヶ月
令和 5 年 4 月 1 日現在	326,190 円	43 歳 3 ヶ月

(5) 特別職の給料・報酬（令和6年4月1日現在）

区 分		月 額	期末手当
給 料	市 長	812,000 円	支給割合 6 月期 2.25 月分 1 2 月期 2.25 月分 計 4.5 月分
	副 市 長	663,000 円	
	教 育 長	576,000 円	
報 酬	議 長	382,000 円	支給割合 6 月期 2.25 月分 1 2 月期 2.25 月分 計 4.5 月分
	副 議 長	337,000 円	
	議 員	310,000 円	

(6) 期末勤勉手当の支給割合（令和6年4月1日現在）

区分	富良野市			国家公務員	
	期末手当	勤勉手当	前年比	期末手当	勤勉手当
6月	1.225 月分	1.025 月分	+0.05	同じ	同じ
12月	1.225 月分	1.025 月分	+0.05		
計	2.45 月分	2.05 月分	+0.1		

(7) 退職手当の支給割合（令和6年4月1日現在）

区 分	富 良 野 市		国 家 公 務 員	
	自己都合	勧奨定年	自己都合	勧奨定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	同じ	同じ
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		

1. 北海道市町村職員退職手当組合に加入
2. 令和5年度一人当たり平均支給額（全職種）1,144 万円

(8) 等級及び職制上の段階ごとの職員数

行政職給料表（一）

令和5年4月1日現在

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職員の職務	21	9.1	職員	21	52	22.5	係員級
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	31	13.4	職員	31			
3 級	係の長の職務又は主任の職務	23	10.0	主任	23	108	46.8	係長級
4 級	相当困難な業務を分掌し、相当の経験を必要とする係の長の職務又は主任の職務	85	36.8	主任 43 主査 8 係長 34	85			
5 級	1 高度の専門的な知識及び相当困難な業務を所掌し、相当の経験を必要とする係の長の職務 2 課の長の職務	39	16.9	主査 8 係長 13 主幹 5 課長 13	39	39	16.9	係長・課長級
6 級	1 困難な業務を所掌し、相当の経験を必要とする課の長の職務 2 部の長の職務	24	10.4	主幹 3 課長 21	24	24	10.4	課長級
7 級	1 相当の経験を必要とする部の長の職務	8	3.4	部長 6 局長 1 室長 1	8	8	3.4	部長級
合 計		231	100					

（地公法第 58 条の 3 に基づく公表）

(9) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

名 称	主 な 内 容
扶養手当	① 配偶者 6,500 円 ② 配偶者以外の扶養親族1人：子 10,000 円 父母等 6,500 円 ③ 15歳→22歳までの子 1人 5,000 円加算
住居手当	② 借家・借間 家賃が 12,000 円を超える場合に支給。限度額 27,000 円 ②持ち家 6,000 円
通勤手当	①交通機関利用者 実費支給 ②交通用具利用者 2～5km未満 2,000 円 5km以上 往復距離×20 円×21 日 (45,000 円限度)
時間外手当	支給総額 6,973 万円 [令和5年度] (前年度 6,489 万円) 1人当たり年額 280,422 円 [令和5年度] (前年度 290,989 円)

3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況 (令和5年度)

1週間の勤務時間	38時間45分 (月曜～金曜)
1日の勤務時間	7時間45分 (8時30分～17時15分)
休憩時間	60分 (12時00分～13時00分)

(注) 特別な形態での勤務が必要な職員は、上記以外の時間帯で勤務をしています。

(2) 年次有給休暇の取得状況 (令和5年)

職員の年次有給休暇は、一の年につき20日付与され、翌年に20日を限度として繰り越しができます。(一の年につき最高40日付与)

付与日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	取得率
9,809 日	3,374 日	263 人	12.8 日	34.4%

(3) 育児休業の取得状況 (令和5年度)

区 分	男 性 職 員	女 性 職 員
育児休業取得者数	2 人	4 人

※令和4年度からの継続者を含む

(4) 介護休暇の取得状況 (令和5年度)

	介護休暇取得者数	職員との続柄
男 性 職 員	0	—
女 性 職 員	0	—
計	0	—

4. 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和5年度）

令和5年度は、心身の故障による分限処分で1名が休職しています。また、懲戒処分については、以下のとおりです。

処 分 理 由	戒告	減給	停職	免職	訓告など
法令に違反した場合	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	2	2	—	—	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	—

5. サービスの状況

(1) 職員の営利企業等の従事制限について

地方公務員は、営利企業などに従事することは原則として制限されていますが、任命権者が①職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ②職員が占めている職と兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり又は発生のおそれがある場合 ③職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合を除き、かつ法の精神に反しないと認める場合に限り許可できるものとなっています。

職員の営利企業等従事許可の状況（令和5年度）

区 分	申請人数	許可人数
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	—	—
自ら営利を目的とする場合	1	1
そ の 他	—	—

(2) 職員の服務規律保持のための取組状況

令和5年10月23日

職員の法令遵守及び服務規律等の徹底について

令和5年12月20日

年末年始における厳正な服務規律の確保並びに交通事故防止について

令和5年12月22日

職員の法令遵守及び服務規律等の徹底について

6. 職員の研修の状況（令和5年度）

研 修 名	受講者名	研 修 内 容
新規採用職員研修	11 人	市行政の運営に必要な基礎的知識の習得
北海道市町村職員研修センター	38 人	管理能力、指導能力、地方自治法、自治体新任管理者基礎、税務事務、プレゼンテーション、窓口対応マナー、業務改善手法、文章作成能力向上研修 など
職員研修	314 人	デジタル・情報セキュリティ、ファシリテータ育成、ICT、メンタルヘルス研修など
その他（他団体主催の研修）	6 人	北海道市町村職員共済組合主催 若年層セミナー、メンタルヘルスマネジメント実践研修、経済・商工観光担当者研修

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）健康診断の状況（令和5年度）

健康診断の種類	受 診 者 数
総合健診（人間ドック）	3 1 4 人
定期健康診断	6 6 人
V D T 作業従事者健診	2 6 人

（注） 1：総合健診は、30歳～39歳の職員は隔年で、40歳以上の職員は毎年1回実施しています。

2：定期健康診断は、30歳～39歳の総合健診の対象外の職員と30歳未満の職員及び再任用、会計年度任用職員職員で実施しています。

3：V D Tとはコンピューターの表示端末機・パソコン・ワープロのことをいいます。

（2）公務災害の認定件数の状況（令和5年度）

区 分	件 数
公 務 災 害	2 件
通 勤 災 害	1 件

（3）職員福利厚生会の状況

職員福利厚生会は、地方公務員法第42条の規定により、相互扶助の精神に基づいて会員の親睦福祉を図り、会員の文化・教養・保健体育に関する事業等を実施しており、会員（職員）の会費及び市の交付金などで運営されています。

なお、市独自で運営する職員福利厚生会の他に、職員の福利厚生を目的とした事業を実施する共同互助会組織として、北海道市町村職員福祉協会があります。福祉協会の詳しい事業内容は、福祉協会のホームページをご覧ください。

【職員福利厚生会の概要（令和５年度）】 令和５年６月１日～令和６年５月３１日

会 員 数 a	271 人（令和５年６月１日）
総 事 業 費	9,827 千円
市の交付金 b	0 円（一人当たり公費負担額 b/a 0 円）
会員負担額 c	3,782 千円（公費負担率 $b/(b+c)$ 0.0%）
主 な 事 業	○文化・体育部活動助成事業 ○親睦行事助成事業 ○芸術鑑賞等助成事業 ○保養施設利用助成事業 ○慶弔見舞金の給付事業

※令和５年度は市の交付金の申請を行っていないため、0 円としております。

【共同互助会：北海道市町村職員福祉協会への市の公費負担等の状況】

会 員 数 a	258 人（令和５年６月１日）※教育職除く
市の交付金 b	740 千円（一人当たり公費負担額 b/a 2,868 円）
会員負担額 c	864 千円（公費負担率 $b/(b+c)$ 46.1%）

８．公平委員会の業務の状況

（１）勤務条件に関する措置の要求の状況

令和５年度は、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

（２）不利益処分に関する不服申立ての状況

令和５年度は、不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。

（３）苦情相談処理の状況

令和５年度は、苦情相談処理はありませんでした。

９．退職管理の状況

富良野市を課長相当職以上で離職した者の再就職の状況（離職後２年間に再就職した者に限る）について、富良野市職員の退職管理に関する条例第３条の規定に基づき公表します。

氏 名	離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称
なし				